

関係施策

I. 道路局関係施策

(1) 道路協力団体制度	2
(2) 自転車活用の推進	5
(3) 無電柱化の推進	8

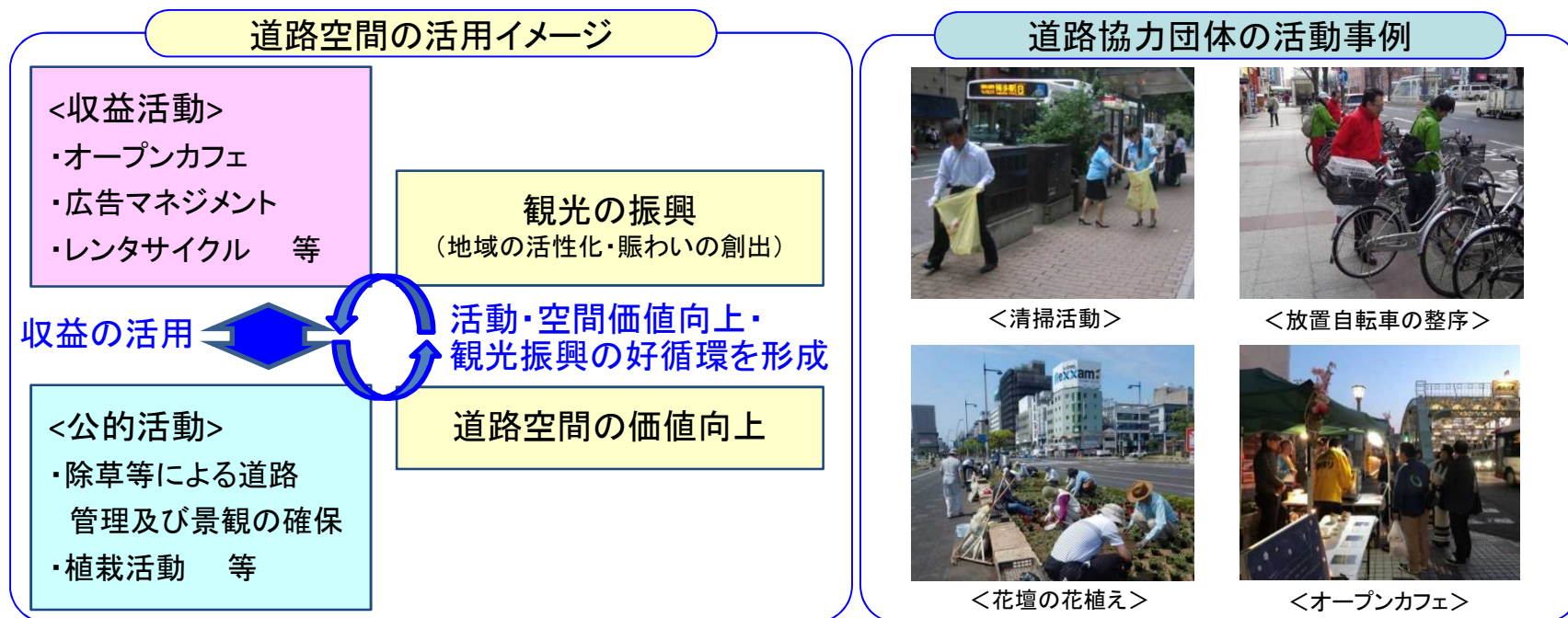
II. 関係施策

(1) 広域観光周遊ルート	12
(2) 日本遺産	17
(3) ロマンチック街道	23
(4) シーニックバイウェイ	27

I (1) 道路協力団体制度

道路協力団体制度の創設（平成28年4月）

- 「日本風景街道」や「ボランティアサポートプログラム」の活動団体等から26団体を指定
- 道路協力団体と関係道路管理者が連携し、地区の課題解消や賑わいの創出に関する取組を推進



道路協力団体の業務内容(道路法第48条の21)

- ① 道路に関する工事や道路の維持 <例:道路の清掃、花壇整備>
- ② 安全かつ円滑な道路の交通の確保や、利用者の利便の増進に資する工作物等の設置または管理 <例:看板、自転車駐車場、ベンチ、食事施設の設置>
- ③ 道路の管理に関する情報または資料の収集および提供 <例:道路の不具合箇所の発見や通報>
- ④ 道路の管理に関する調査研究 <例:交通量調査、道の駅の利用者ニーズ調査>
- ⑤ 道路の管理に関する知識の普及および啓発 <例:通勤・通学の安全確保に関する意見交換>

I (1) 道路協力団体制度 道路協力団体指定状況一覧 (26団体)

平成29年8月末現在(直轄国道のみ)

地整	都道府県	市町村	団体名	路線
北海道	北海道	札幌市	札幌大通まちづくり株式会社	国道36号
		札幌市	札幌シーニックバイウェイ藻岩山麓・定山溪ルート	国道230号
		札幌市	ウィンターライフ推進協議会	国道5号、12号、36号、230号、274号、453号
		伊達市ほか	支笏洞爺ニセコルート	国道276号、453号
		斜里町	東オホーツクシーニックバイウェイ連携会議	国道334号
		留萌市	萌える天北オロロンルート	国道231号
関東	山梨県	富士河口湖町	一般社団法人勝山観光協会	国道139号
	山梨県	山中湖村	山中湖おもてなしの会	国道138号
	千葉県	南房総市	(株)ちば南房総	国道127号
	長野県	上田市	上田道と川の駅 おとぎの里	国道18号
北陸	新潟県	上越市、糸魚川市	NPO法人徳合ふるさとの会	国道8号
	富山県	砺波市	となみチューリップ街道実行委員会	国道156号
	石川県	金沢市	金沢片町まちづくり会議	国道157号
中部	静岡県	富士宮市	富士山朝霧高原景観管理協議会	国道139号
	三重県	尾鷲市、紀北町	NPO法人ア・ピース・オブ・コスモス	国道42号
近畿	奈良県	奈良市	NPO法人奈良好き人のつどい	国道24号
中国	岡山県	備前市	ユーザーサービス備前	国道2号
四国	徳島県	徳島市	新町川を守る会	国道192号
	愛媛県	新居浜市	泉川まちづくり連合自治会	国道11号
	香川県	高松市	牟礼香川グリーンクラブ	国道11号
	香川県	高松市	屋島を良くする会	国道11号
	香川県	高松市	NPO法人 四国の道路サポータクラブ	国道30号
九州	福岡県	福岡市	けやき通り発展期成会	国道202号
	長崎県	雲仙市	NPO法人 道守長崎	国道57号
	大分県	大分市	道守大分会議	国道10号
	宮崎県	宮崎市、日南市、串間市	日南海岸地域シーニックバイウェイ推進協議会	国道220号

(注) 赤字の8団体は、風景街道パートナーシップを構成する組織

I (1) 道路協力団体制度

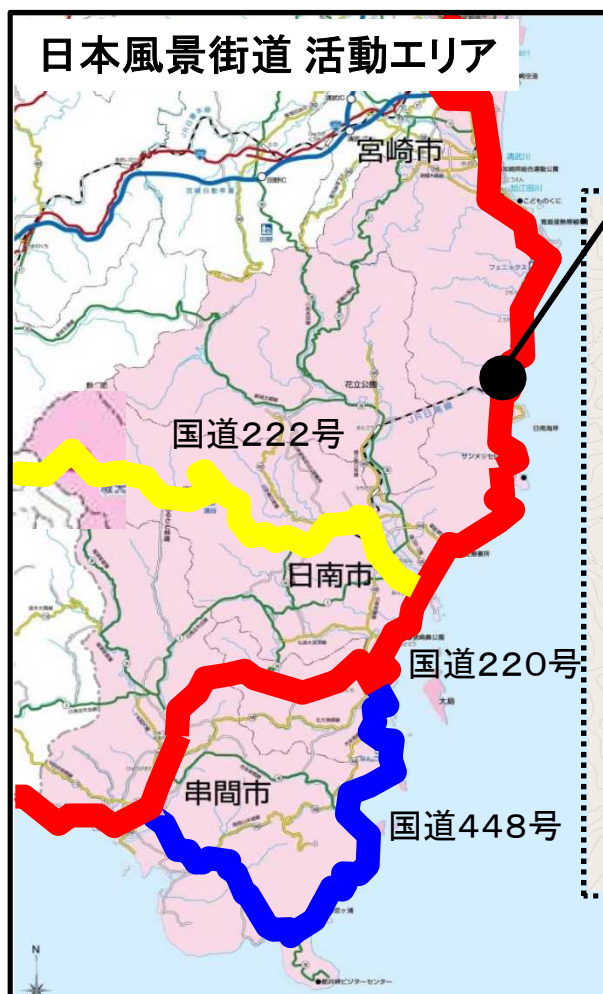
道路協力団体活動概要 (九州地方整備局宮崎河川国道事務所管内)

法人等の名称: 日南海岸地域シーニックバイウェイ推進協議会 (平成28年12月26日指定)

指定区間: 国道220号 25k770(宮崎県宮崎市内海)~26k500(日南市伊比井)・延長: 約0.7km

業務内容: (1号業務) 雑草除去、雑木除伐、修景木の維持管理

(2号業務) ベンチ、サイクルハンガー、自販機の設置、露店販売



道路協力団体指定箇所



①: 雑草除去、雑木除伐、修景木の維持管理

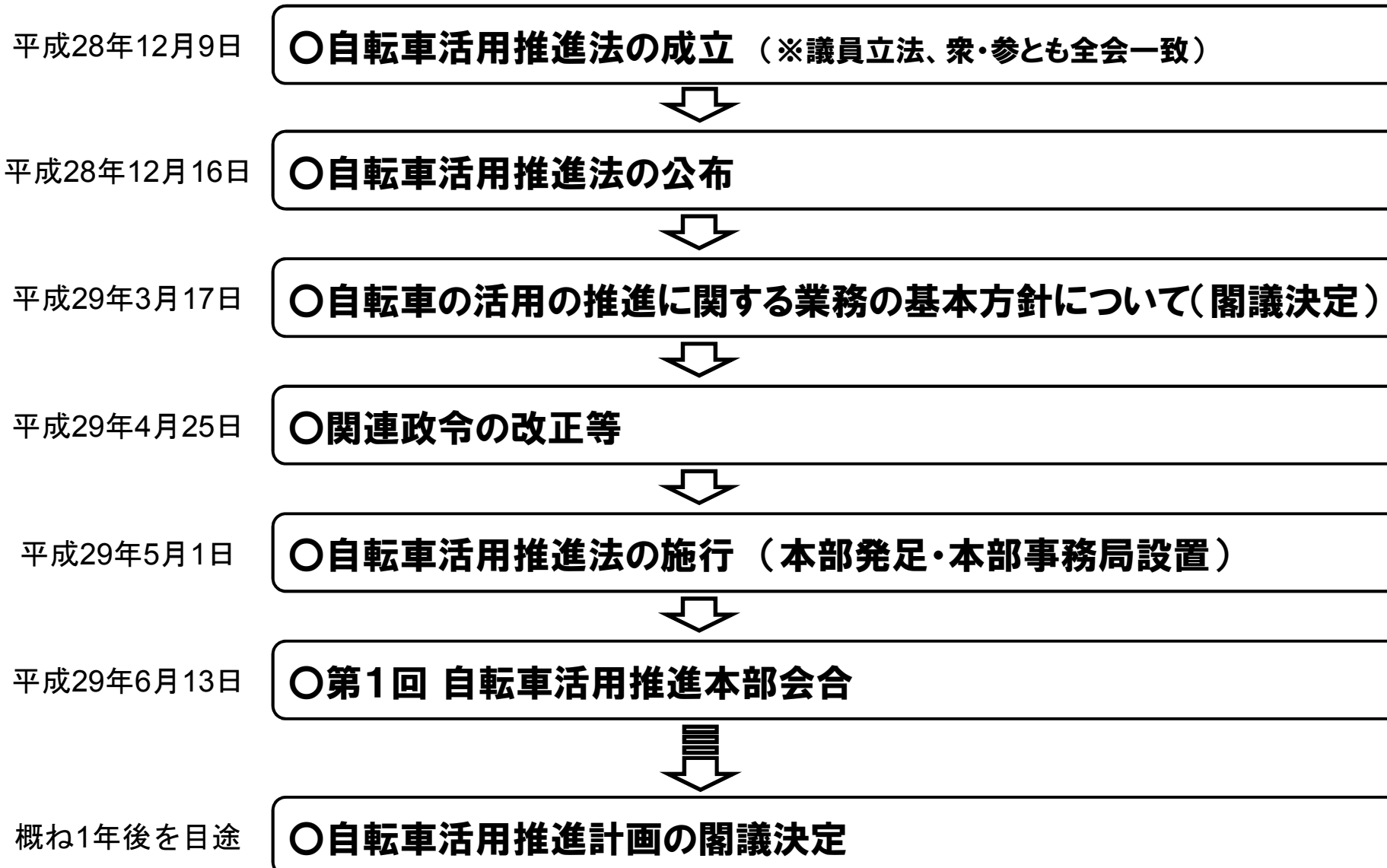


②: ベンチ、サイクルハンガー、
自販機の設置、露店販売



I (2) 自転車活用の推進

自転車活用推進本部発足・事務局設置に関する経緯



I (2) 自転車活用の推進 自転車活用推進法の概要

基本方針

以下の施策を重点的に検討・実施

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ①自転車専用道路等の整備 | ②路外駐車場の整備等 |
| ③シェアサイクル施設の整備 | ④自転車競技施設の整備 |
| ⑤高い安全性を備えた自転車の供給体制整備 | ⑥自転車安全に寄与する人材の育成等 |
| ⑦情報通信技術等の活用による管理の適正化 | ⑧交通安全に係る教育及び啓発 |
| ⑨国民の健康の保持増進 | ⑩青少年の体力の向上 |
| ⑪公共交通機関との連携の促進 | ⑫災害時の有効活用体制の整備 |
| ⑬自転車を活用した国際交流の促進 | ⑭観光来訪の促進、地域活性化の支援 |

自転車活用推進計画

- ・政府 : 基本方針に即し、**計画を閣議決定**し、国会に報告
- ・都道府県・市区町村 : 区域の実情に応じ計画を定めるよう努める

自転車活用推進本部

- ・**国土交通省に、自転車活用推進本部**を設置
- ・**本部長は国土交通大臣、本部員は関係閣僚**とする

自転車の日・月間

- ・**5月5日を「自転車の日」、5月を「自転車月間」とする**

附則で定められた検討事項

- ・自転車活用推進を担う**行政組織の在り方の検討**・**必要な法制上の措置**
- ・自転車の運転に関しての**道路交通法違反行為への対応の在り方**
- ・自転車の運行により人の生命等が害された場合の**損害賠償保障制度**

I (2) 自転車活用の推進

サイクルツーリズムの推進に関する取り組み

○サイクルツーリズムへの注目が高まる中、民間団体と協力しながら、サイクリストの受入環境や自転車走行環境の改善を行うなど、自転車を活用した観光振興に関する取り組みを推進

【サイクルツーリズムの取組の背景】

サイクルツーリズムの魅力

- ・健康的
- ・移動コストが低い
- ・気軽に止まれる
- ・互換で感じられる
- ・移動自体が楽しい

課題

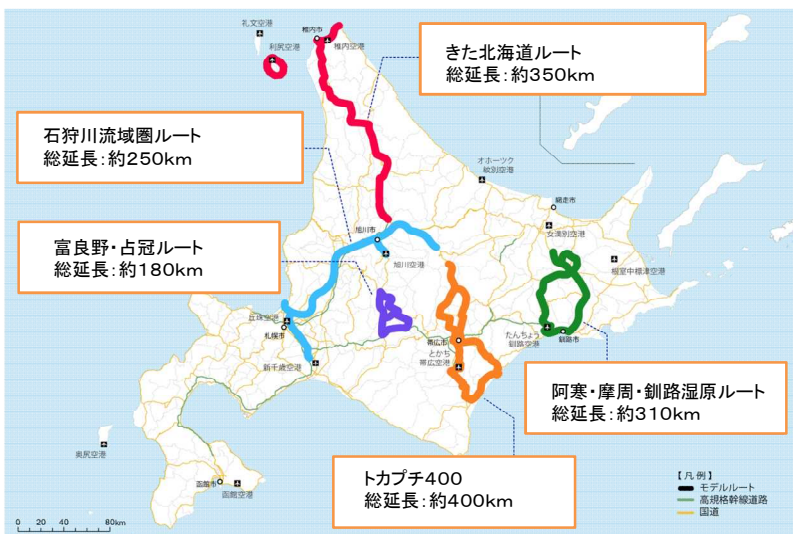
- ・通行の安全面に不安
- ・天候の急変
- ・故障・盗難リスク
- ・荷物を多くは運べない
- ・補給調達が必要



サイクルツーリズムの魅力を高めるとともに、サイクリストをサポートする取組を実施

【北海道におけるサイクルツーリズムの推進】

➤ 北海道では、サイクルツーリズムに関するモデルルートを設定し、民間団体と協力しながら受入環境や自転車走行環境の改善の試行を行い、効果検証する取り組みを推進。



＜受入環境の改善＞

- ① 休憩・宿泊施設
- ② 交通施設・輸送サービス
- ③ サポート体制
- ④ レンタサイクル環境等のニーズや満足度

＜自転車走行環境の改善＞

- ① 路面表示の設置間隔及び位置
- ② 案内看板(ルート表示)の設置間隔、位置及び高さ
- ③ ルート診断手法

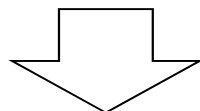
【出典: 北海道のサイクルツーリズム推進に向けた検討委員会 第3回 配布資料「モデルルートにおける試行について」】

I (3) 無電柱化の推進

「無電柱化の推進に関する法律」等の最近の経緯

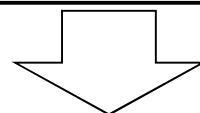
平成28年12月9日

○ 「無電柱化の推進に関する法律」の成立（※議員立法、衆・参とも全会一致）



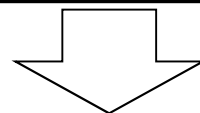
平成28年12月16日

○ 「無電柱化の推進に関する法律」の公布・施行



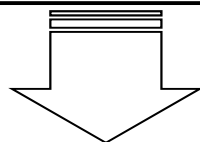
平成29年1月26日

○ 無電柱化推進のあり方検討委員会の設置



平成29年8月10日

○ 無電柱化推進のあり方検討委員会の中間とりまとめ



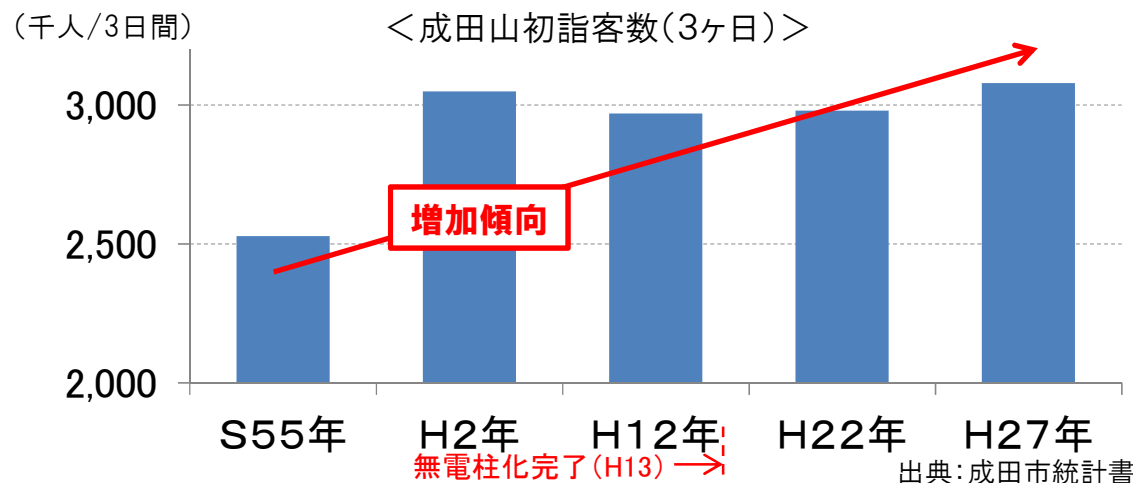
○ 基本的な方針・期間・目標等を定めた無電柱化推進計画の策定・公表

I (3) 無電柱化の推進 無電柱化によるまちづくり (成田市)

○ 成田市(成田山新勝寺)では、参道の無電柱化によって観光客が増加傾向



成田市仲町(成田山表参道)



I (3) 無電柱化の推進 無電柱化によるまちづくり (川越市)

- NPO川越蔵の会が中心となって、東京電力や川越市に無電柱化を要望
- 無電柱化や蔵造りの町並み保存など、道路の景観整備を一体的に実施



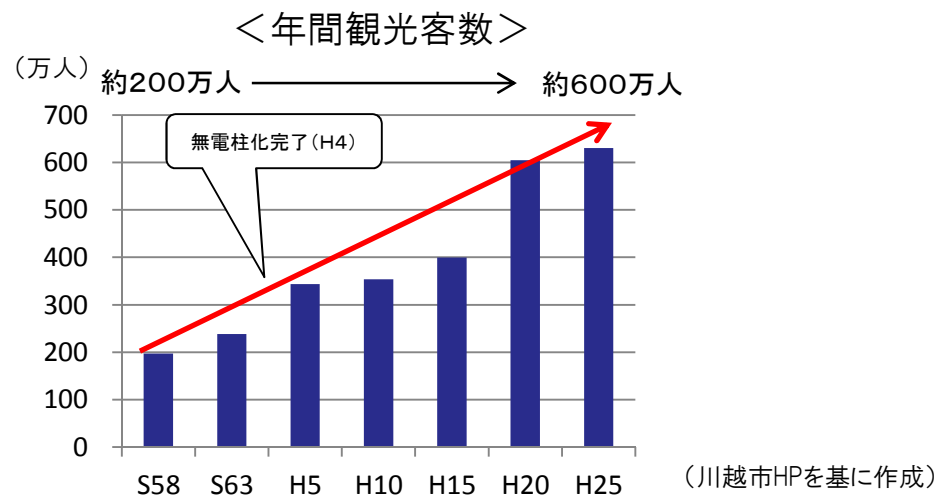
整備前



中央通り線(一番街)



整備後



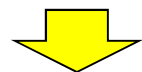
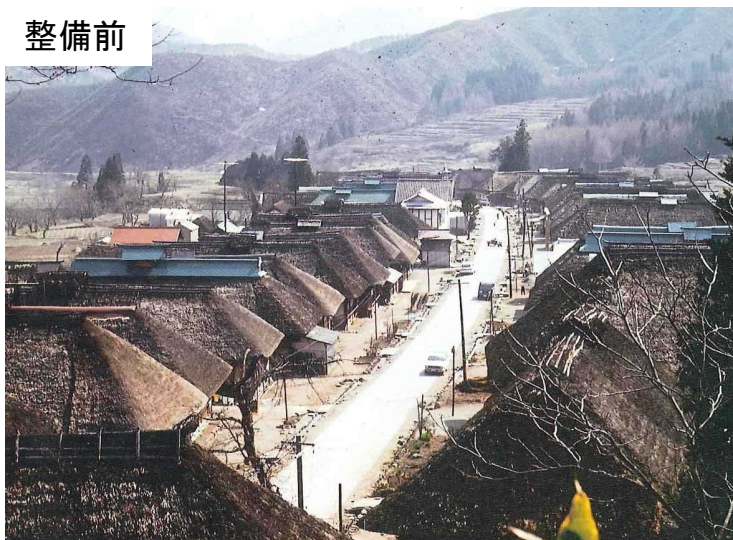
川越まつり(川越氷川祭りの山車行事)
出典:(公社)小江戸川越観光協会発行「小江戸川越散策ガイド」

I (3)無電柱化の推進

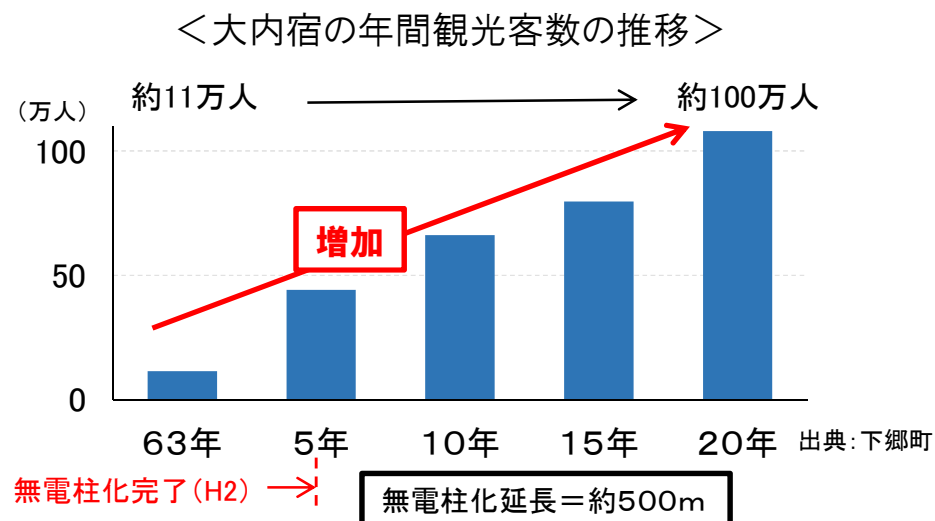
無電柱化によるまちづくり（福島県下郷町・大内宿）

○大内宿では、裏配線によって表通りの無電柱化を実現

○その結果、観光客数が大幅に増加



大内宿(旧会津西街道または南山通り)



Ⅱ (1) 広域観光周遊ルート 広域観光周遊ルート形成促進事業

訪日外国人旅行者の地方への誘客を図るため、複数の広域観光周遊ルート形成計画を認定して、地域が推進する取組をパッケージで支援し、海外に強力に発信。

広域観光周遊ルート形成計画の認定状況

平成27年6月12日に、7ルートの計画を認定
平成28年6月14日に、4ルートの計画を追加認定
(全国11ルート)

各ルートでの取組例

- ・マーケティング調査
- ・計画策定（専門家の招へい等を含む）
- ・観光資源の磨き上げ
- ・受入環境整備（多言語表示など）
- ・海外プロモーションの実施
- ・広域周遊ツアーの企画・販売
- ・その他広域での地域共通の取組等

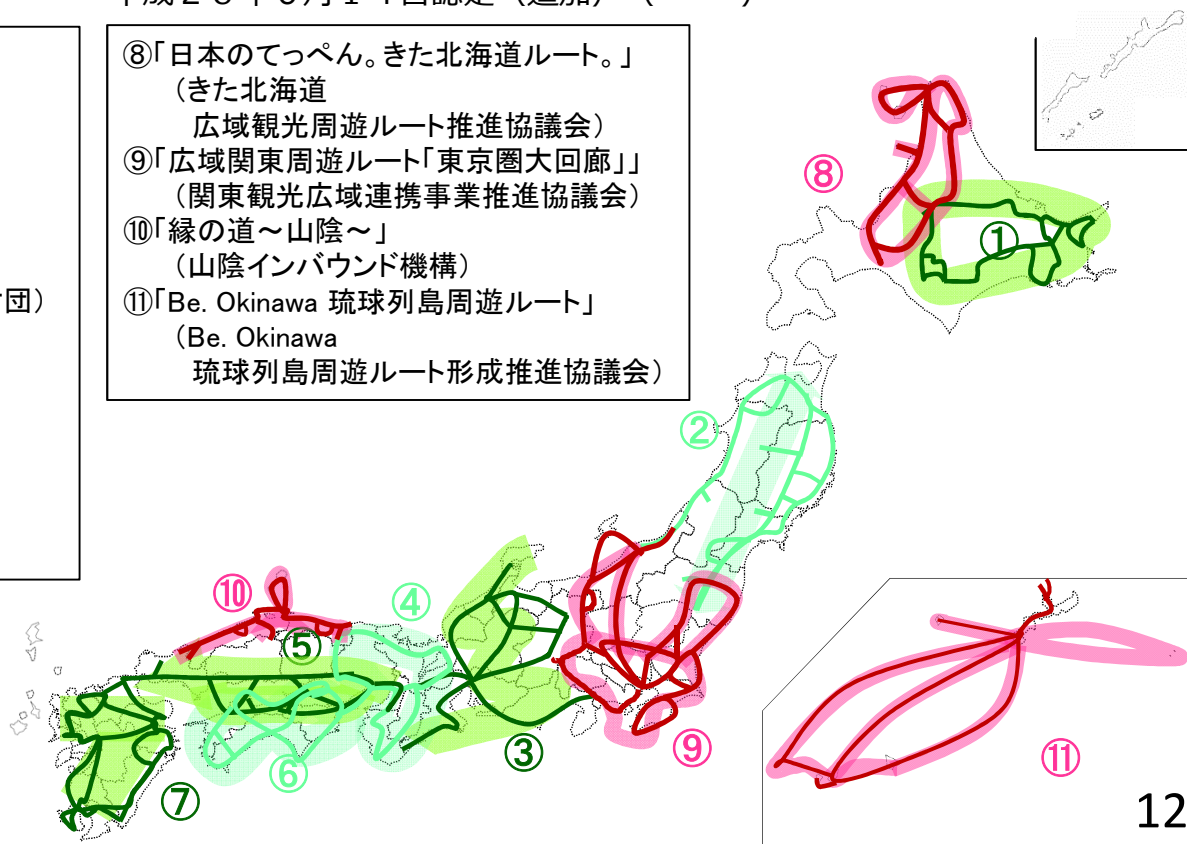
平成27年6月12日認定（■ ■）

- ①「アジアの宝 悠久の自然美への道 ひがし北・海・道」
（「プライムロード ひがし北・海・道」推進協議会）
- ②「日本の奥の院・東北探訪ルート」
（東北観光推進機構）
- ③「昇龍道」
（中部（東海・北陸・信州）広域観光推進協議会）
- ④「美の伝説」
（関西広域連合、関西経済連合会、関西地域振興財団）
- ⑤「せとうち・海の道」
（せとうち観光推進機構、瀬戸内観光ルート誘客促進協議会）
- ⑥「スピリチュアルな島～四国遍路～」
（四国ツーリズム創造機構）
- ⑦「温泉アイランド九州 広域観光周遊ルート」
（九州観光推進機構）

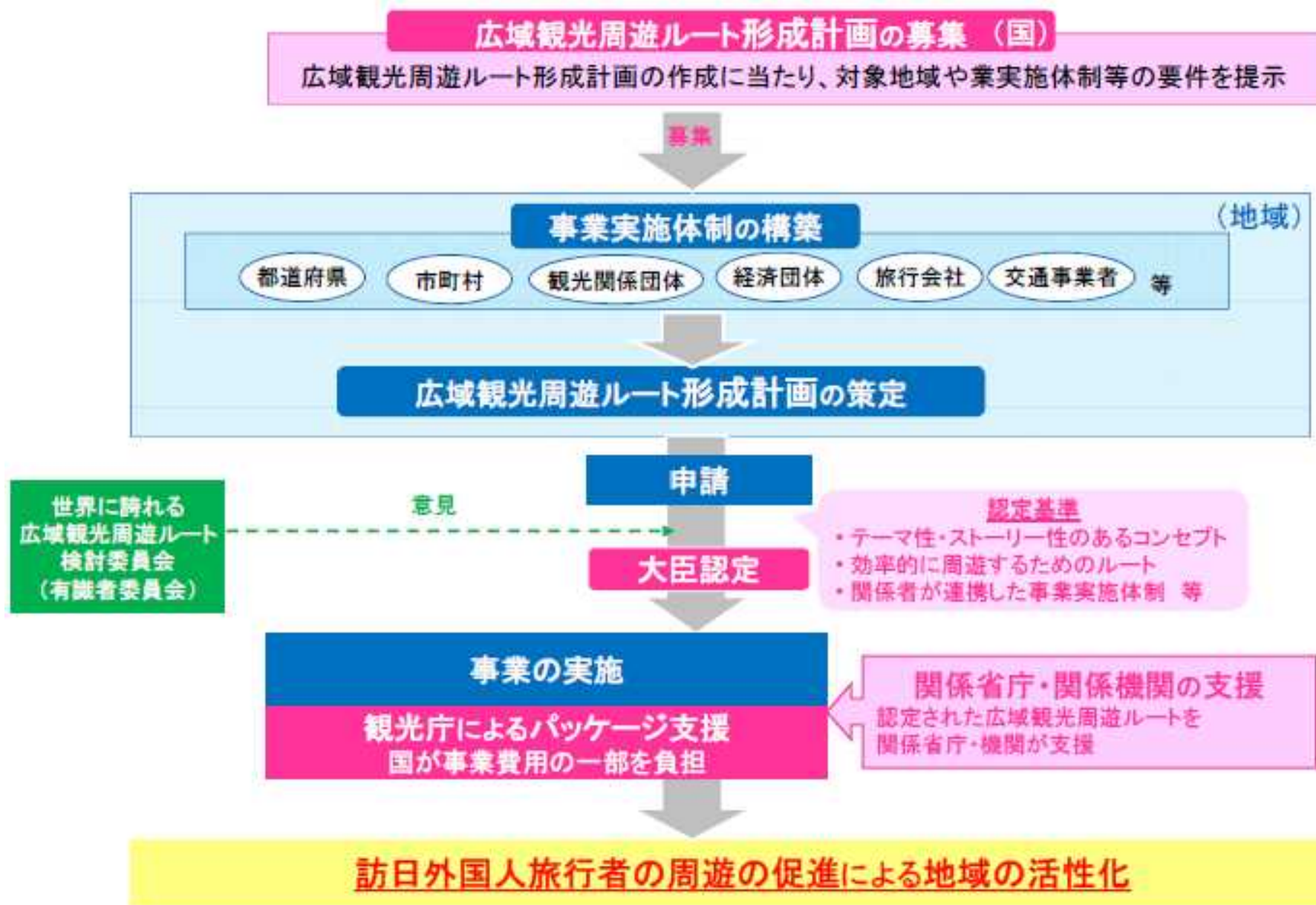
平成28年6月14日認定（追加）（■）

- ⑧「日本のでっぺん。きた北海道ルート。」
（きた北海道 広域観光周遊ルート推進協議会）
- ⑨「広域関東周遊ルート「東京圏大回廊」」
（関東観光広域連携事業推進協議会）
- ⑩「縁の道～山陰～」
（山陰インバウンド機構）
- ⑪「Be. Okinawa 琉球列島周遊ルート」
（Be. Okinawa 琉球列島周遊ルート形成推進協議会）

(注) 上段「」はルートの名称、下段（ ）は計画の実施主体



Ⅱ (1) 広域観光周遊ルート 広域観光周遊ルート形成促進事業のスキーム



Ⅱ (1) 広域観光周遊ルート

広域観光周遊ルート形成促進事業の国の費用負担額

国の費用負担額

- 下表に掲げる事業の実施に必要な経費の総額の2分の1以内の金額を予算の範囲内で負担する。
- 事業計画策定、マーケティングに係る費用については、10百万円以内の金額を定額で負担する。

項目	個別事業の内容	会計上の負担
①事業計画策定・マーケティング	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の運営経費 ・計画策定に係る調整 ・専門家の招聘 ・成果把握のための仕組みづくり ・対象市場のニーズ把握のための各種調査 	
②受入環境整備・交通アクセスの円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人によるモニター調査 ・外国人旅行者への接遇対応のセミナー開催、マニュアル作成 ・配布用広域案内ガイドブックの作成 ・広域観光案内所の改修、機能強化 ・トイレの改修 ・テーマ性、ストーリー性に基づいたルート共通の看板作成 ・広域ガイド、地域人材の育成・研修 ・多言語表記の連続性及び継続性を図るための調査・検討 ・地方版多言語ガイドライン作成・印刷 ・多言語の観光パンフレット作成・印刷 ・多言語コールセンターの設置・運営 ・広域観光アプリの整備 ・無料公衆無線LAN環境の整備 ・交通事業者連携による周遊バス、企画乗車券の導入検討 ・観光地間を結ぶ交通アクセスの調査・検討 ・拠点空港・駅などに集荷場を整備するための調査・検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・備品費 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・通信運搬費 ・賃料及び損料 ・会議費 ・雑役務費
③滞在コンテンツの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・体験型・交流型滞在プログラムの開発・提供 ・景観保持のための修景 ・旅行商品の造成 	
④対象市場に向けた情報発信・プロモーション	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行会社招聘・商談会 ・共同広告 ・広告・宣伝(新聞、雑誌、WEB、屋外広告) ・メディア招聘 ・イベント・旅行博等出展 	
⑤その他、本事業の目的を達成するために必要な事業		

※「広域観光周遊ルート形成促進事業実施要綱について」(平成27年4月10日付観光庁長官通知)2(2)6. 関係

Ⅱ (1) 広域観光周遊ルート 「昇龍道」形成計画概要

平成27年6月12日認定

名称・コンセプト

- ・名称:昇龍道 (英語はSHORYUDO (Dragon-rise Region))
- ・副題:日本の「まんなか」探訪
- ・コンセプト:日本の「まんなか」9県の広域共通のテーマである「サムライ」、「ものづくり」等をストーリー化して海外へ発信
- ・主な対象市場:中華圏、東南アジア、韓国、米国

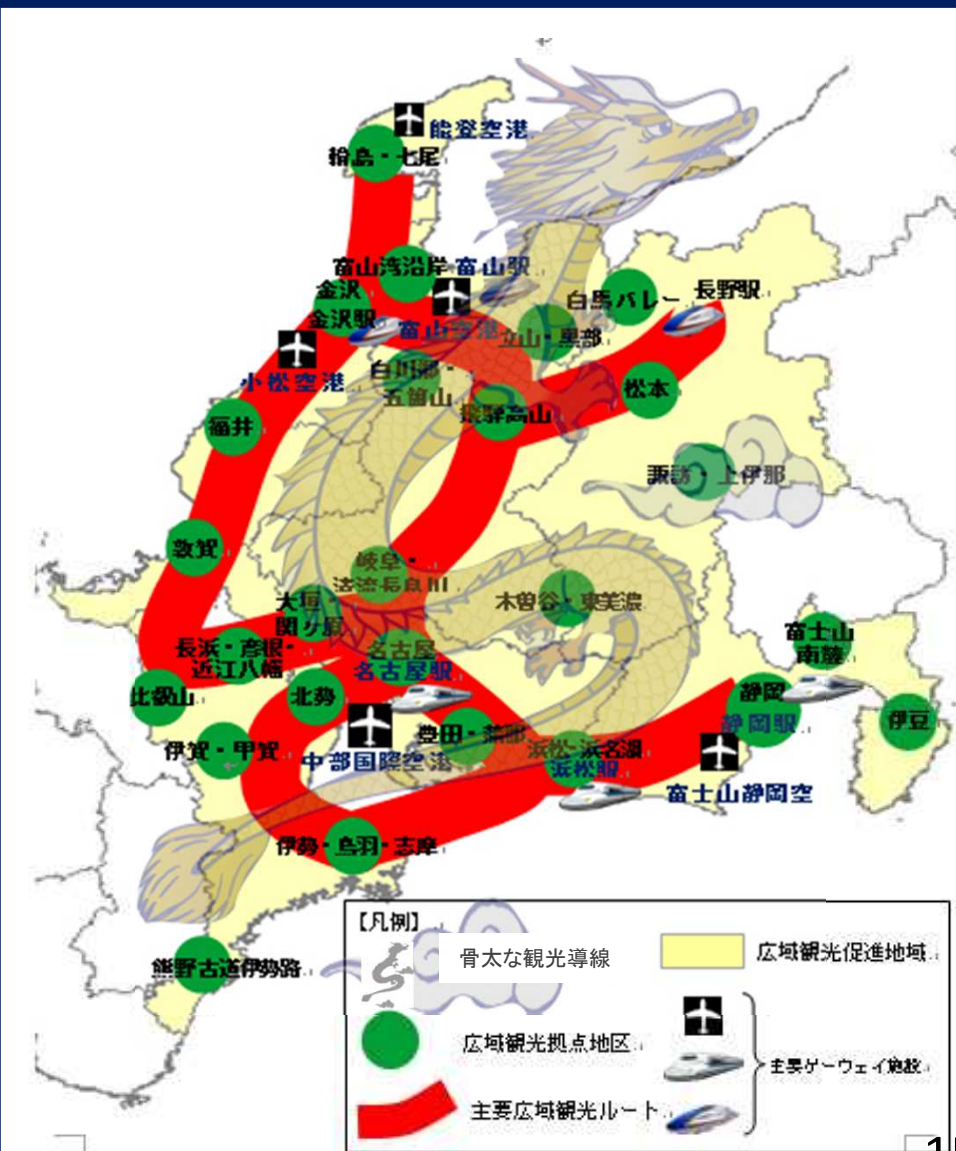
実施主体

- ・申請者:中部(東海・北陸・信州)広域観光推進協議会
- ・会長:豊田鐵郎((一社)中部経済連合会会長)
- ・事務局:本部長以下7名
- ・構成員:自治体、観光団体、経済団体、民間企業

事業の概要

- ・広域で取り組む主な事業
 - (1) 事業計画策定・マーケティング
「昇龍道サムライ街道(仮称)」等の事業計画の策定
 - (2) 受入環境整備・交通アクセスの円滑化
外国人旅行者向けの広域二次交通の整備・情報発信
 - (3) 滞在コンテンツの充実
「昇龍道サムライ街道(仮称)」等の推進
 - (4) 対象市場に向けた情報発信・プロモーション
多言語のウェブサイト、SNS、パンフレット等の作成

対象地域の地図



Ⅱ (1) 広域観光周遊ルート 平成29年度観光庁予算の概要 (抜粋)

(3) 地方創生の礎となる観光資源の魅力向上

- 広域観光周遊ルート形成促進事業 (観光地域振興課)

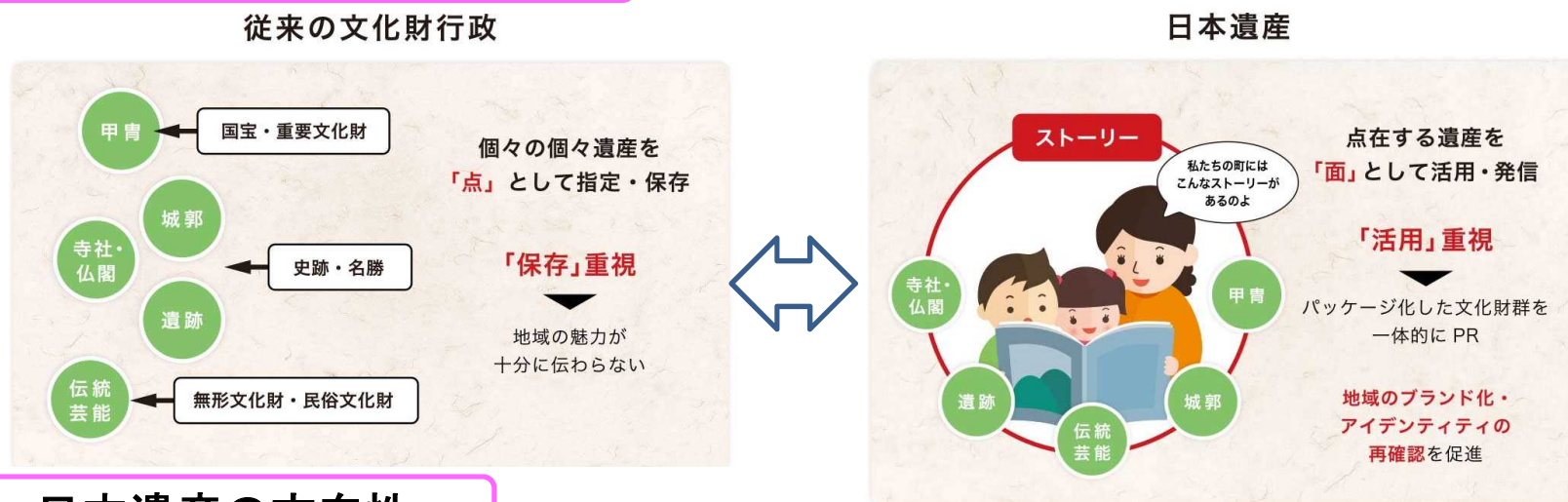
予算額 1,612百万円

訪日外国人旅行者の地方誘客に資するテーマ・ストーリーを持ったルートの形成を促進するため、具体的なモデルコースを中心に、地域の観光資源を活かした滞在コンテンツの充実、ターゲット市場へのプロモーション等、外国人旅行者の周遊促進の取組を支援する。

Ⅱ (2)日本遺産 「日本遺産」の概要

- 地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として認定し、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の様々な文化財群を総合的に活用する取組を支援
- 世界遺産登録や文化財指定は、保護を担保することを目的とするものであるが、日本遺産は地域に点在する遺産を「面」として活用し、発信することで、地域活性化を図ることを目的

文化財行政と日本遺産の違い



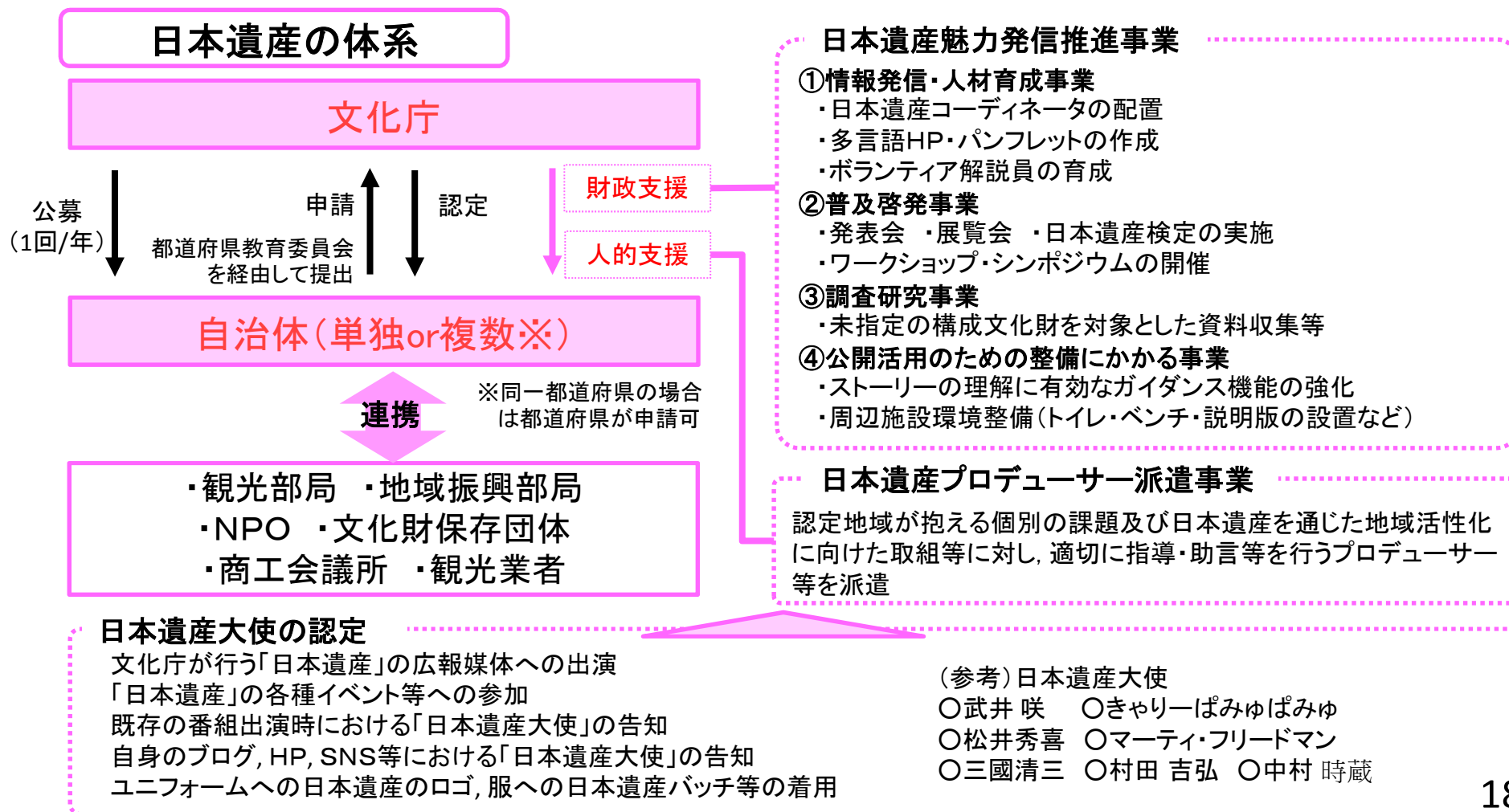
日本遺産の方向性

- ① 地域に点在する文化財の把握とストーリーによるパッケージ化
- ② 地域全体としての一体的な整備・活用
- ③ 国内外への積極的かつ戦略的・効果的な発信

オリ・パラ(2020年)に向けて100件の登録を目指す(H29. 6時点:54件)

Ⅱ (2)日本遺産 「日本遺産」のスキーム

- 自治体等が文化庁に申請し、文化庁での審査を経て、認定
- 単独もしくは複数の自治体でも日本遺産として申請が可能。同一都道府県内で複数の自治体が申請する場合は都道府県でも申請が可能。(申請は都道府県教育委員会を經由)
- 財政支援および人的支援を実施しており、さらには日本遺産大使から広報も実施



Ⅱ (2)日本遺産 「日本遺産」認定一覧 (54件)

(1/3)

都道府県	申請者 (◎は代表自治体)	ストーリーのタイトル
北海道	江差町	江差の五月は江戸にもない ―ニシンの繁栄が息づく町―
宮城県	◎宮城県 (仙台市, 塩竈市, 多賀城市, 松島町)	政宗が育んだ“伊達”な文化
山形県	◎山形県 (鶴岡市, 西川町, 庄内町)	自然と信仰が息づく『生まれかわりの旅』～樹齢300年を超える杉並木につつまれた2,446段の石段から始まる出羽三山～
山形県・北海道・青森県・秋田県・新潟県・石川県・福井県	◎酒田市(山形県)・函館市・松前町(北海道)・鱒ヶ沢町・深浦町(青森県)・秋田市(秋田県)・新潟市・長岡市(新潟県)・加賀市(石川県)・敦賀市・南越前町(福井県)	荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間 ～北前船寄港地・船主集落～
山形県	鶴岡市	サムライゆかりのシルク 日本近代化の原風景に出会うまち鶴岡へ
福島県	◎会津若松市・喜多方市・南会津町・下郷町・檜枝岐村・只見町・北塩原村・西会津町・磐梯町・猪苗代町・会津坂下町・湯川村・柳津町・会津美里町・三島町・金山町・昭和村	会津の三十三観音めぐり～巡礼を通して見た往時の会津の文化～
福島県	◎郡山市・猪苗代町	未来を拓いた「一本の水路」―大久保利通“最期の夢”と開拓者の軌跡 郡山・猪苗代―
茨城県・栃木県・岡山県・大分県	◎水戸市(茨城県)・足利市(栃木県)・備前市(岡山県)・日田市(大分県)	近世日本の教育遺産群 ―学ぶ心・礼節の本源―
群馬県	◎群馬県 (桐生市, 甘楽町, 中之条町, 片品村)	かかあ天下―ぐんまの絹物語―
埼玉県	行田市	和装文化の足元を支え続ける足袋蔵のまち行田
千葉県	◎千葉県 (佐倉市, 成田市, 香取市, 銚子市)	「北総四都市江戸紀行・江戸を感じる北総の町並み」―佐倉・成田・佐原・銚子:百万都市江戸を支えた江戸近郊の四つの代表的町並み群―
神奈川県	伊勢原市	江戸庶民の信仰と行楽の地～巨大な木太刀を担いで「大山詣り」～
神奈川県	鎌倉市	「いざ、鎌倉」～歴史と文化が描くモザイク画のまちへ～
長野県	◎南木曾町・大桑村・上松町・木曾町・木祖村・王滝村・塩尻市	木曾路はすべて山の中 ～山を守り 山に生きる～
新潟県	◎三条市・新潟市・長岡市・十日町市・津南町	「なんだ、コレは！」 信濃川流域の火焰型土器と雪国の文化
富山県	高岡市	加賀前田家ゆかりの町民文化が花咲くまち高岡―人、技、心―
石川県	◎石川県 (七尾市, 輪島市, 珠洲市, 志賀町, 穴水町, 能登町)	灯(あか)り舞う半島 能登 ～熱狂のキリコ祭り～
石川県	小松市	『珠玉と歩む物語』小松 ～時の流れの中で磨き上げた石の文化～

Ⅱ (2)日本遺産 「日本遺産」認定一覧 (54件)

(2/3)

都道府県	申請者 (◎は代表自治体)	ストーリーのタイトル
岐阜県	岐阜市	「信長公のおもてなし」が息づく戦国城下町・岐阜
岐阜県	高山市	飛騨匠の技・こころ —木とともに、今に引き継ぐ1300年—
三重県	明和町	祈る皇女齋王のみやこ 齋宮
福井県	◎福井県 (小浜市, 若狭町)	海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群 ～御食国(みけつくに)若狭と鯖街道～
滋賀県	◎滋賀県 (大津市, 彦根市, 近江八幡市, 高島市, 東近江市, 米原市, 長浜市)	琵琶湖とその水辺景観—祈りと暮らしの水遺産
滋賀県・三重県	◎甲賀市(滋賀県)・伊賀市(三重県)	忍びの里 伊賀・甲賀—リアル忍者を求めて—
京都府	◎京都府(宇治市, 城陽市, 八幡市, 京田辺市, 木津川市, 久御山町, 井手町, 宇治田原町, 笠置町, 和束町, 精華町, 南山城村)	日本茶800年の歴史散歩
京都府	◎京都府(宮津市, 京丹後市, 与謝野町, 伊根町)	300年を紡ぐ絹が織り成す丹後ちりめん回廊
大阪府・奈良県	◎大阪府(大阪市, 堺市, 松原市, 羽曳野市, 太子町), 奈良県(葛城市, 大和高田市, 橿原市, 桜井市, 明日香村)	1400年に渡る悠久の歴史を伝える「最古の国道」～竹内街道・横大路(大道)～
兵庫県	篠山市	丹波篠山 デカンショ節 —民謡に乗せて歌い継ぐふるさとの記憶
兵庫県	◎淡路市・洲本市・南あわじ市	『古事記』の冒頭を飾る「国生みの島・淡路」～古代国家を支えた海人の営み～
兵庫県	◎朝来市・姫路市・福崎町・市川町・神河町・養父市	播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道～資源大国日本の記憶をたどる73kmの轍～
奈良県	◎明日香村・橿原市・高取町	「日本国創成のとき—飛鳥を翔(かけ)た女性たち—」
奈良県	◎吉野町・下市町・黒滝村・天川村・下北山村・上北山村・川上村・東吉野村	森に生まれ、森を育んだ人々の暮らしとところ～美林連なる造林発祥の地“吉野”～
和歌山県	◎和歌山県 (新宮市, 那智勝浦町, 太地町, 串本町)	鯨とともに生きる
和歌山県	◎和歌山県(和歌山市, 海南市)	絶景の宝庫 和歌の浦
和歌山県	湯浅町	「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅
鳥取県	三朝町	六根清浄と六感治癒の地～日本一危ない国宝鑑賞と世界屈指のラドン泉～

Ⅱ (2)日本遺産

「日本遺産」認定一覧 (54件)

(3/3)

都道府県	申請者 (◎は代表自治体)	ストーリーのタイトル
鳥取県	◎大山町・伯耆町・江府町・米子市	地藏信仰が育んだ日本最大の大山牛馬市
島根県	津和野町	津和野今昔～百景図を歩く～
島根県	◎雲南市・安来市・奥出雲町	出雲國たたら風土記 ～鉄づくり千年が生んだ物語～
島根県	出雲市	日が沈む聖地出雲 ～神が創り出した地の夕日を巡る～
岡山県	倉敷市	一輪の綿花から始まる倉敷物語 ～和と洋が織りなす繊維のまち～
岡山県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県	◎備前市(岡山県)・越前町(福井県)・瀬戸市・常滑市(愛知県)・甲賀市(滋賀県)・篠山市(兵庫県)	きつと恋する六古窯 ―日本生まれ日本育ちのやきもの産地―
広島県	尾道市	尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市
広島県・神奈川県・長崎県・京都府	◎呉市(広島県)・横須賀市(神奈川県)・佐世保市(長崎県)・舞鶴市(京都府)	鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～
愛媛県・高知県・徳島県・香川県	◎愛媛県・高知県・徳島県・香川県(各県内57市町村)	「四国遍路」～回遊型巡礼路と独自の巡礼文化～
愛媛県・広島県	◎今治市(愛媛県)・尾道市(広島県)	“日本最大の海賊”の本拠地:芸予諸島―よみがえる村上海賊“Murakami KAIZOKU”の記憶―
高知県	◎安田町・奈半利町・田野町・北川村・馬路村	森林鉄道から日本一のゆずロードへ ―ゆずが香り彩る南国土佐・中芸地域の景観と食文化―
福岡県	太宰府市	古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～
福岡県・山口県	◎北九州市(福岡県)・下関市(山口県)	関門“ノスタルジック”海峡 ～時の停車場, 近代化の記憶～
佐賀県・長崎県	◎佐賀県(唐津市, 伊万里市, 武雄市, 嬉野市, 有田町) 長崎県(佐世保市, 平戸市, 波佐見町)	日本磁器のふるさと 肥前 ～百花繚乱のやきもの散歩～
長崎県	◎長崎県(対馬市, 壱岐市, 五島市, 新上五島町)	国境の島 壱岐・対馬・五島 ～古代からの架け橋～
熊本県	◎人吉市・錦町・あさぎり町・多良木町・湯前町・水上村・相良村・五木村・山江村・球磨村	相良700年が生んだ保守と進取の文化 ～日本でもっとも豊かな隠れ里 ―人吉球磨～
熊本県	◎山鹿市・玉名市・菊池市・和水町	米作り, 二千年にわたる大地の記憶 ～菊池川流域「今昔『水稲』物語」～
大分県	◎中津市・玖珠町	やばけい遊覧～大地に描いた山水絵巻の道をゆく

Ⅱ (2)日本遺産 平成29年度文化庁予算の概要（抜粋）

(2) 日本遺産魅力発信推進事業 1,350百万円(1,275百万円)

日本遺産の認定を推進するとともに、認定された地域の文化財群を総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信する取組への支援等を実施する。

①日本遺産魅力発信推進事業 1,283百万円(1,224百万円)

日本遺産認定地域において実施される情報発信、人材育成、普及啓発、公開活用のための整備に係る事業等を補助する

補助対象：申請地方公共団体等で構成される協議会(補助率:定額)

補助件数：55件程度

②日本遺産プロモーション事業 57百万円(40百万円)

日本遺産の普及啓発や先進的な取組事例の共有等を目的とするシンポジウムの開催、認定地域が抱えている課題に対応するための専門家派遣事業を実施する。

③審査経費等 11百万円(11百万円)

Ⅱ (3) ロマンチック街道 ロマンチック街道の概要

ロマンチック街道[Romantische Straße]とは

- ・ ドイツのロマンチック街道観光協働団体に加盟する28（2014年時点）の自治体を含む観光ルート名。ロマンチック街道とは公的な地名ではなく組織の名称であり、その組織が掲げる観光ブランド名
- ・ 1950年に各地の政治家や観光関係者により、「メイン川からアルプスに至るロマンチック街道協働団体」設立を宣言
- ・ 第二次世界大戦後、敗戦国という暗い過去を背負ったドイツが、外国人観光客に対してそのイメージを払拭するため、美しい観光地としてイメージの創出に取り組む。
- ・ ロマンチック街道という名称は、1950年に始められたドイツ外国人旅行局のキャンペーンスローガンである「ロマンチック・ジャーニー」とも合致し、支援を得る

出典：日本観光研究学会機関紙論文「ロマンチック街道の誕生」



II (3) ロマンチック街道 ロマンチック街道のルート概要

※画像、ルート図の出典元は、阪急交通社HP

- ◆ロマンチック街道は、ヴュルツブルクからアルゴイ地方のフュッセンまで、約400キロメートルにわたる街道
- ◆おもな見どころは、壮麗なレジデンツや華美な王城、中世の面影を残す木組みの家など。長距離サイクリングロードやハイキングコースとしても有名。[出典:ドイツ観光局HP]

【主な見どころ】

- ・アウクスブルク: フッガー都市、人形劇場
- ・バート・メルгентハイム: ドイツ騎士団城
- ・ディンケルスビュール: 歴史的な旧市街
- ・フュッセン: ホーエス・シュロス、聖マング修道院
- ・ハールブルク: 城塞
- ・ネルトリンゲン: リース・クレーター、鉄道博物館
- ・プファッフェンヴィンケル: ヴィース教会(世界遺産)
- ・ローテンブルク: 中世の面影が残る街並み、クリスマス／中世犯罪博物館
- ・シュヴァンガウ: 王城、祝祭劇場
- ・ヴュルツブルク: マリエンブルク要塞、レジデンツ(世界遺産)



ノイシュバインシュタイン城



ルート図



フュッセン



ネルトリンゲン



レジデンツ宮殿

Ⅱ (3) ロマンチック街道 旅行者への情報提供について

※画像の出典元は
ロマンチック街道協会HP

情報提供施設について

- ・ロマンチック街道本部のディンケルスビュールにて、旅行と滞在に関する支援サービスを提供(サイクリングとトレッキングツアー、シティトリップ、短期・1日旅行に関する情報)



ロマンチック街道マーク

モバイルアプリについて

- ・ 全ての名所旧跡のリストや地図が閲覧可能
- ・ バリアフリー、入場料、オープン時間、車あるいは公共交通によるアクセス、近隣の名所案内などの情報が取得可能
- ・ iOS(아이폰、アイパッドなど)とアンドロイドで英語とドイツ語のバージョンが無料で利用可能



Romantic Road app
ロマンチック街道アプリ

様々な利用者に対応した標識について

- ・自動車旅行者用の茶色、自転車旅行者用の緑色、長距離ハイキングトレイルの青色に分類



自動車旅行者用標識



自転車旅行者用標識

Ⅱ (3) ロマンチック街道 交通手段ごとの特徴について

※画像の出典元は
ロマンチック街道協会HP

自家用車について

- ・ロマンチック街道は、ドイツ旅行連盟の規定に沿う双方向通行可能で標識が整備された観光街道であるが、現在観光街道はカーナビに組み込まれていない
- ・街道には各地にキャンプ場が完備



キャンプ場サイン

自転車について

- ・サイクリングルート(ヴェルツブルからフュッセンまで440Km)は、緑色のサインに従って走行。このルートは、ドイツサイクリング協会ADFCのドイツサイクリングルート網の一部となっている



サイクリングの様子

バスについて

- ・4月から10月まで街道の町々を双方向に運行。自転車も運ぶことが可能



積み込みの様子



バス停留所サイン

ハイキングについて

- ・長距離ルート(500Km弱)には青色の標識を設置。
- ・主要幹線道路を避け、森の道、野の道、人が通ってよい田畑の道をルートとして設定



ハイキングの様子



Ⅱ (4)シーニックバイウェイ シーニックバイウェイの概要

取組の経緯

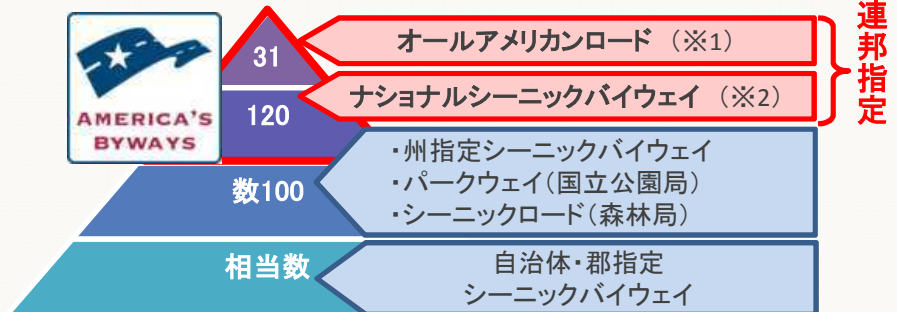
- 1965年 道路美化法の制定【沿道景観整備】
- 1989年 シーニックバイウェイ調査法の制定
〔国家ガイドライン(案)や経済効果の研究等を進めることを規定〕
- 1992年 シーニックバイウェイ国家諮問委員会を設置
〔ナショナルシーニックバイウェイプログラム(指定基準、登録方法、連邦の支援策等)を検討〕
- 1993年 シーニックバイウェイ国家諮問委員会報告書を提出
〔ナショナルシーニックバイウェイプログラムの策定〕
- 1997年 ナショナルシーニックバイウェイプログラムに対する予算措置を開始
- 2012年 ナショナルシーニックバイウェイプログラムから代替交通プログラム(TA)に切替えて予算措置
〔※ TAは、歩行者と自転車の安全、歴史遺産の保護、旅行者ウェルカムセンターの施設の整備等に予算配分〕

体制

- ・活動主体(地域の自治体、企業、NPO等)
- ・連邦政府・州政府
- ・ファンデーション(非課税非営利慈善団体)
〔活動主体への情報提供・サポート、教育・研修を実施〕

ルート認定の状況

- ・連邦が指定するルートは151ルート(2012年)
- ・州からの推薦を受け、連邦政府が認定



- ※1 オールアメリカンロードは、「景観性」、「歴史性」、「自然性」、「文化性」、「考古学性」、「レクリエーション性」の6つの特性のうち2つ以上に該当
- ※2 ナショナルシーニックバイウェイは、上記の6つの特性のいずれかに該当

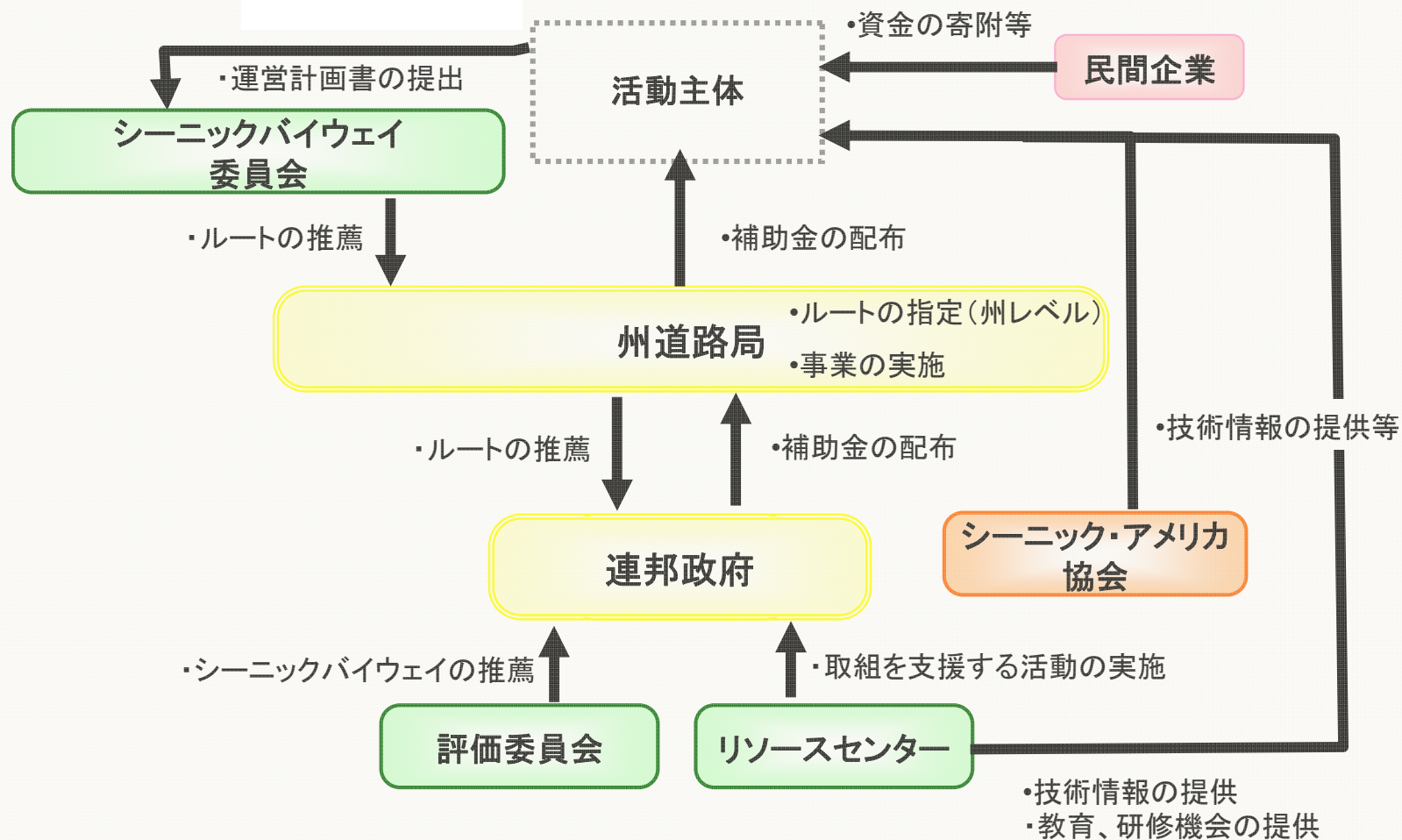
予算の仕組み

連邦政府が州政府を經由して、活動団体に助成金を交付
<助成対象>

- ①州シーニックバイウェイの計画、設計、開発
- ②コリドー管理計画の策定、更新、遂行
- ③認定に伴う、交通量増加やハイウェイ走行車種の変化等に対応した交通安全対策事業
- ④バイウェイ関連施設の整備(歩行者・自転車用設備、休憩所、展望所等) ※道路本体を除く
- ⑤レクリエーションへのアクセス向上
- ⑥資源の保全(景観・歴史・文化・自然・考古学等)
- ⑦バイウェイ関連の広報活動
- ⑧マーケティング

Ⅱ (4)シーニックバイウェイ 取り組みのスキーム

- 多様な主体（地元住民、NPO、地元企業等）が参画し、各地域で取り組まれている
- また、国等の行政からだけでなく、NPOであるリソースセンターからの支援体制が築かれている



Ⅱ (4)シーニックバイウェイ ルートのイメージ

- ◆活性化: 地域内の魅力的な多くの資源を結ぶようにルートが形成されている
- ◆広域性: 道路だけでなく、周辺の公園や観光資源等を含めた範囲を面的に指定している



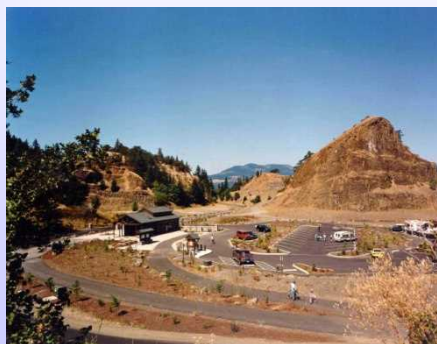
地域住民による計画立案



花壇の設置



自転車道・整備



駐車場の整備



ビューポイントの整備



散策道の整備

ユタ州 Nebo Loop Scenic

Ⅱ (4)シーニックバイウェイ 取り組みの事例

沿道や民地内での活動例

- ・連邦政府では助成対象となる事業を除いて活動内容について規定はしていない



案内板の設置（公園内）



木製ガードレールの整備



沿道駐車帯の整備



看板の改修・撤去



ビジネスとの連携
＜簡易宿泊施設の設置＞



スポット等を示す案内表標識

ロゴマークの活用例

- ・連邦政府、各州によりロゴが作成されており、標識などに活用

ロゴマークの例



連邦政府のロゴマーク



各州のロゴマーク



ロゴマークの活用例

Ⅱ (4)シーニックバイウェイ 施設整備の事例

眺望地点

- 眺望デッキ、ベンチ、望遠鏡、屋根等を設置



すばらしい眺め
とドラマチックな
体験ができる眺
望地点

Nebo Loop Scenic
Byway, UT



ドライバーが安全に景色を眺めること
ができるように工夫

McKenzie Pass-Santiam Pass National
Scenic Byway, OR

地域特性

- ロゴ、色、材料、サイン、建物の特徴、図表を、独自性を示す要素として、来訪者にその道のイメージを印象づける



歴史的な建築様式を用いた新しいセンター
Bryce Canyon National Park, UT



この地域の特徴的な柵を、道沿いに設置
Bryce Canyon National Park, UT



この地域独特の色を建物に反映
Jemez Mountain Trail, NM



トイレに、丘陵の階段に用いられてい
る色やパターンを反映

Jemez Mountain Trail, NM

散策路、歩道

- 景色を乱さないように設計



遊歩道によって、湖の水鳥を
近くで観察

Spirit Lake Memorial Highway, WA

トイレ

- 利用者から見つけやすいように設計



建築様式、建材等を、周辺環境
に調和

Zion National Park, UT

ピクニックエリア

- デザインや材料は、他の施設と合わせる



湖沿いの散策路の近くにある
ピクニックエリア

Spirit Lake Memorial Highway, WA